

令和5年9月8日

大阪府

知事 吉村 洋文 殿

阪神高速道路における上限料金の見直しに関する緊急要望書

一般社団法人大阪府トラック協会  
会長 中川 才助  
大阪府貨物運送協同組合連合会  
会長 重 博文

平素は、わが国物流の大宗を占め、国民生活や産業界を支えるトラック運送事業者及び中小事業者によって組織されるトラック運送事業協同組合に対し、深いご理解と格別なるご指導、ご鞭撻を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、我々トラック運送事業者は、国民生活と産業活動を支える公共的物流サービスの担い手として、社会との共生を図り、事故防止対策や環境対策に積極的に取り組むとともに、近年では頻発する自然災害時の支援物資輸送や先般の新型コロナウイルス感染拡大時においても、エッセンシャル事業として、国民や荷主のニーズに応え、わが国の社会経済活動に貢献しているところであります。

一方で、平成2年の規制緩和以降、事業者数の増加に伴う過当競争により、適正運賃の収受が困難な状況に陥り、他産業と比べ「低賃金・長時間労働」が常態化する過酷な労働環境を背景に、人手不足が深刻化するとともに、原油価格高騰や急速な円安進行により、かつてない軽油価格の高止まりや車両、タイヤなど資材価格が高騰し、事業存続の危機に直面しております。

このような中、令和6年4月からトラックドライバーに時間外労働の年960時間上限規制が適用されることから、輸送能力が不足し、荷物が運べなくなる「物流の2024年問題」が国会審議や多くのメディアで取り上げられる中、政府においては、荷主企業、物流事業者、消費者が協力し、重要な社会インフラである物流を支えるための環境整備を行うため「物流革新に向けた政策パッケージ」を策定するとともに、荷主事業者・物流事業者が早急に取り組むべき事項を「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」として取り纏められたところです。

つきましては、「物流の2024年問題」の解決・克服に向け、今後とも国土交通省や関係省庁、関係自治体と連携して取り組み、安定した輸送力の確保に努め、国民や荷主のニーズに応えた我が国の経済活動への貢献が可能となるよう、以下のとおり要望いたしますので、何卒格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

# 要望事項

## 一、阪神高速道路における割引制度の拡充と周知期間の設定

令和3年8月4日、国土交通省社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会（以下、道路部会という。）において、速やかに実現すべき料金制度のあり方等における中間答申が取り纏められ、阪神高速道路の激変緩和措置としての上限料金については順次見直し、完全な対距離料金への移行を進めるべきとなっている一方で、コロナ禍において再認識された物流の重要性も踏まえ、関係事業者が活動しやすい環境を整えることも重要であると示されております。

また、本年7月4日に開催された第56回道路部会において、高速道路料金水準や料金体系等の見直しに向けた議論が開始され、今後の進め方として、道路利用者団体や地方公共団体、高速道路会社など関係団体よりヒアリングを実施し、年内を目処に高速道路料金についての方針を確認することが示されました。

現在、我々トラック運送業界では「物流の2024年問題」を解決・克服し、国民生活や経済を支える不可欠な社会インフラとして持続可能な物流を実現していくため、政府、関係省庁、関係自治体のご指導を賜りながら、「標準的な運賃」を活用した適正運賃収受・価格転嫁への取組をはじめ、運送時間や荷待ち時間、荷役作業時間等に係る物流業務の効率化・合理化への取組、また労働条件・労働環境の改善による労働力確保への取組などを行っている最中であり、その中において高速道路の更なる有効活用は必須であります。

つきましては、今後ネットワーク整備の進捗状況等を踏まえ、完全な対距離料金に向け上限料金の見直しを行う際には、大口・多頻度割引や深夜割引などNEXCO3社と同一水準の一貫した割引制度として拡充し、より利用しやすい高速道路料金を実現されるとともに、その実施時期については、上記取組への混乱や後退が生じないようご配慮いただくとともに、荷主企業への周知期間やドライバーの安全運転を確実にものとする運行計画の再検討に要する準備期間を設定されたい。